

鹿児島工業高等専門学校編入学生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校学則第17条の規定に基づき、編入学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、編入学生とは、本校の編入学試験に合格し、本校に入学を許可された者をいう。

(入学)

第3条 編入学生は、定員外とし、第4学年に入学を許可するものとする。

(指導教員)

第4条 編入学生の学習及び学校生活に関して、必要な指導助言を与えるため、編入学生指導教員を置く。

2 編入学生指導教員は、編入学生の学級担任をもって充てる。

(学習支援)

第5条 編入学生指導教員は、科目担当教員と協力の上、編入学生に対し必要に応じて次の各号の学習支援を行う。

(1) 第4学年授業開始前に、基礎的な科目に関する予備学習の支援

(2) 第4学年授業開始後に、学力不足と判断した科目に関する補講等の支援

(チューター)

第6条 編入学生の学習上の援助及び学校生活上の助言を行うため、チューターを置くことができる。

2 チューターは、編入学生の所属する学級の学生の中から、編入学生指導教員が委嘱する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和7年9月10日から施行する。